

## GOODYカードJCB会員規約 第1章 総 則

## 第1章 総則

### 第1集(玄賞)





- スの利用が適当でないと判断した場合には、当該利用者の利用登録を抹消することができます。  
前二項に基づく利用登録が抹消された場合を除き以後、利用者ではなくなり、本サービスを利用することはできません。この場合、会員がその後に利用したコース利用登録については、本特約は適用されず、会員規定等のものが適用されます。  
4. 本第1項または第2項に基づく利用登録が抹消された場合であっても、それまでのショッピング利用については、本特約第4条第1項(1)号から(4)号に準用されます。ただし、利用者が会員規約第3条第8項(期限の利益の喪失)第1項または第2項に基づき期限の利益を喪失した場合に(この限りではありません)。

#### 7条(本サービスの終了)

- 両社は、當業者その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の6ヶ月前までに利用者に通知します。本サービスが終了した場合、前条第3項および第4項が準用されます。

#### 8条(本特約の改定)

本特約の改定は、会員規約第4条(会員規約およびその改定)が適用されます。

#### 9条(支払い人からの移行)

1. 「支払い人」(両社が会員規約第2条第2項(1)号に基づく2019年4月1日利用分、2019年5月10日支払日まで会員に提供していたサービスをいう、以下同じ)から本サービスに移行した利用者については、本特約第4条第1項(4)号にかかるらず、ショッピングリボ払いの支払いコースは、会員規約末尾の「ショッピングリボ払いのご案内」に記載するコースのうち、「支払い人」から本サービスへの移行時点まで当該会員に対して適用されていた支払いコース(以下「既存コース」という)、または残高スライド標準コースとなります。

2. 利用者は、両社所定の方法により申し出、両社が認めた場合、既存コースから、本特約第4条第1項(4)号に定める支払いコースに変更することができます。ただし、当該変更後は、利用者は既存コースに再度変更することはできません。

(TK430002-20250228)

#### (ご相談窓口)

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 両社印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジー・サービス JCBインフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ(ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては頂番4に「従うものとします。」および支払停止の抗弁に関する書面については下記WEBサイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください)。

個人情報に関する相談窓口

https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei

4. JCBおよびJCBカード取扱システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。

(本規約についてのお問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面についての窓口)

株式会社リモ銀行 クレジットセンター

〒320-0857 栃木県宇都宮市齋田1-7-5 TEL 028-648-8300 受付時間9:00～17:00(銀行休業日を除く)

(個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口)

株式会社リモ銀行 お問い合わせ相談室

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25 TEL 028-626-0323 受付時間9:00～17:00(銀行休業日を除く)

(第13条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口)

株式会社ジー・サービス お問い合わせ相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア TEL 0120-668-500

#### (共同利用会社)

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的:旅行・サービス・航空券・ゴルフ場等リザーバションサービス、株式会社JCBラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

○株式会社ジー・サービス・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的:保険サービス等の提供

#### (加盟店個人信用情報機関)

本規約に定める加盟店個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社セイ・アイ・シー (CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファースト ウエスト 15階

0120-810-414 https://www.cic.co.jp/

※株式会社セイ・アイ・シー(CIC)は割賦販売法に基づく指定情報機関です。

●全国銀行個人信用情報センター

03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

●株式会社日本信用情報機構 (JICC)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

#### 登録情報および登録期間

	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑥のいずれかが登録されている期間		
②加盟店個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヶ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヶ月以内
③入会年月日、利用可能料、貸付残高、年間請求予定期額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその延滞状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年内	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年内
④官報において公開されている情報	——	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	——
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難、個人の申告情報	登録日より5年以内	本人申告があつた日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑥となります。

※上記の他、CICおよびJICCについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年内が登録されます。

#### ●加盟店個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟店個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

#### ショッピングリボ払いのご案内

##### 1.毎月のお支払い元金

※お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。

お支払いコース	締切日(毎月15日)のごご利用残高				
	10万円以下 10万円50万円以下 50万円100万円以下 100万円超				
全額コース		締切日(毎月15日)のごご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*			
残高スライドコース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万円5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算		
短期コース		2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算		

\*ゴールド、プレミアゴールドカード会員の方は1万円以上1千円単位となります。

\*指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合は定額コース1万円とさせていただきます。

\*スマリボに新規登録の場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

##### 2.手数料率

お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

一般カード-EXTAGE一般カード:実質年率15.0%

ゴールドカード-EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0%

プレミアゴールドカード:実質年率8.5%

##### [初回のご請求]

実質年率×日数(締切日より翌月の約定支払日まで)÷365日

##### [2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日より翌月の約定支払日まで)÷365日

##### 3.お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.0%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 747円(7万円×15.0%×26日÷365日)

③8月10日の弁済金 10,747円(①+②)

(2)9月10日のお支払い

①お支払い元金 10,000円

②手数料 764円(6万円×15.0%×31日÷365日)

③9月10日の弁済金 10,764円(①+②)

#### ショッピング分割払いのご案内

##### 1.手数料率

お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」といいます。)に記載されます。

一般カード-EXTAGE一般カード:実質年率15.0%

ゴールドカード-EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0%

プレミアゴールドカード:実質年率8.5%

##### 2.支払回数

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※実質年率が15.0%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

※加盟店により、上記以外の支払回数が指定いただける場合があります。

##### 3.お支払い例

実質年率15.0%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を1回払いでの購入の場合

A.上表に基づく手数料総額 100,000円×7.00% = 7,000円

B.上表に基づく支払総額 100,000円+7,000円 = 107,000円

C.毎月の支払額 107,000円÷10ヶ月 = 10,700円※2(ただし、初回10,518円+10,700円×8(2回目～第9回) + 10,699円(最終回) = 106,817円)

※1 「分割支払合計額」は、「B」表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数額が生じた場合は、調整されます)。

※2 毎月の支払金額を均等にするため、いっぽん割賦係数を用いて「C.毎月の支払額」を算出しています。

※3 初回支払額は上記「C.毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。

月利計算の手数料 100,000円×15.0%÷12ヶ月 = 1,250円

初回支払元金 10,700円-1,250円 = 9,450円

日割計算の手数料 100,000円×15.0%×26日÷365日 = 1,068円

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日より翌日まで)÷365日)

初回支払額 9,450円+1,068円 = 10,518円

※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格から支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差引いた金額)と手数料の合計となります。

第2回から第9回までの分割支払元金は、「C.毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。

〈例、第2回〉

初回支払後残高 100,000円-9,450円 = 90,550円

月利計算の手数料 90,550円×15.0%÷12ヶ月 = 1,131円

第2回支払元金 10,700円-1,131円 = 9,569円

#### ショッピングキップ払いのご案内

ご利用金額にショッピングキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。

手数料:ご利用金額×手数料率(月利)×締延月数(変更前のお支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます)。

支払期間:54～239日

##### 1.手数料率

お客様に適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。

一般カード-EXTAGE一般カード:実質年率15.0%

ゴールドカード-EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0%

プレミアゴールドカード:実質年率8.5%

##### 2.お支払い例

実質年率15.0%の方が6月30日にショッピングキップ払いにて1万円を利用し(8月10日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月10日へ変更した場合

<11月10日のお支払い>

①お支払い元金 10,000円

②手数料 375円(1万円×3ヶ月×(15.0%÷12ヶ月))

③11月10日の支払額(支払総額) 10,375円(①+②)

#### キャッシングサービスのご案内

##### ●キャッシングサービス利用料\*

一般カード-EXTAGE一般カード:実質年率14.8%

ゴールドカード-EXTAGEゴールドカード:実質年率12.0%

プレミアゴールドカード:実質年率8.5%

##### ●遅延損害料:実質年率19.8%\*

\*1年365日(うるう年は366日)による日割計算

名 称 返済方式 返済期間／返済回数 担保・保証人

名 称	返済方式	返済期間／返済回数	担保・保証人
キャッシング1回払い (国内・海外)	元利一括払い	23～5	

# GOODYカード保証委託約款

## 第1章 一般条項

### 第1条(委託の範囲)

1. 私がGOODYカードDCまたはJCB(以下「GOODY」といいます。)の申込みを行うにあたり、株式会社ゆきカード(以下「保証会社」といいます。)に委託する保証の範囲は、「GOODY DCカード会員規約」または「GOODY JCBカード会員規約」および規約に付帯する特約、規定等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、私が株式会社足利銀行(以下「銀行」といいます。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他のクレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。

2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行がGOODYカードを発行したときに成立するものとします。

3. 第1項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

### 第2条(債務の弁済)

- 私は、保証会社の保証により会員規約等に基づいて銀行に負担する債務(以下「原債務」といいます。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

### 第3条(代位弁済)

1. 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして、保証債務を履行されても異議ありません。

2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。

### 第4条(求償権)

- 私は、保証会社の私に対する以下各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1) 第3条による保証会社の弁済額

- (2) 保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年利14.5%の割合(年365日の日割計算とします。)による遅延損害金  
ただし、GOODYカードJCBにおける1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金(会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。)に係る弁済額に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率(年365日の日割計算)を乗じた額を超えない金額とする。

- (3) 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)の総額

### 第5条(求償の事前行使)

1. 私が以下各号のいずれかに該当した場合、第3条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

- (1)弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき

- (2)仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあったとき

- (3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき

- (4)支払いを停止したとき

- (5)電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

- (6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき

- (7)私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき

- (8)削除

- (9)会員規約等および本契約に違反したとき

- (10)前各号のほかにその他の債権保全のため必要と認められたとき

2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

### 第6条(業務委託)

- 私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を三菱UFJニコス株式会社または株式会社ジェーシー銀行に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

### 第7条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

2. 私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標準ぼう口または特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当した場合、または次のいずれかに該当した場合には、保証会社はこの保証を解約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 私が、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行った場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとします。

- ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④風説を流布し、偽計を用いたりは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

- ⑤その他の前各号に準ずる行為

4. 前各項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

5. 私と銀行との間のGOODY取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

### 第8条(通知義務)

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他の求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。

2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。

3. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しましたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

### 第9条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。私の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に保証会社へ届けるものとします。

2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。

3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。

4. 私またはその代理人は、前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。

5. 前項の届出前の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。

### 第10条(債権譲渡)

- 保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(信託を含みます。)することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略できるものとします。

### 第11条(担保・保証人)

- 私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。

### 第12条(弁済の充当順序)

- 私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できるものとします。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

### 第13条(費用の負担)

次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。

- (1)抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用  
(2)担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用  
(3)私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)  
(4)私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用  
(5)この契約書ならびにその付帯書類(特約書、変更契約書等)にかかる印紙代

### 第14条(公正証書の作成)

私および保証人は、保証会社の請求があれば直ちにこの契約による一切の債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。

### 第15条(合意管轄裁判所)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

## 第2章 個人情報の取り扱い条項

### 第16条(個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約(契約の申込みを含みます。以下同じ。)を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- (1)保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)

- (2)保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項

- (3)本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況

- (4)本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

- (5)私が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項

- (6)私または公的機関等から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項  
(7)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認に際し申告を受けた事項および本人確認書類の記載事項

- (8)官報に記載された情報等、公開されている情報

2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じた上で銀行に提供し、銀行が「GOODYカード会員規約」に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」といいます。)に照会し、私の個人情報を登録されている場合には、私の支払能力の調査のために限り、それを利用することに同意します。

4. 私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。

5. 加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。

6. 加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。

7. 加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。

8. 私は、保証会社が各種法の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報を提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

9. 私は、保証会社および加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を示すよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

- (1)保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細を知ることができます。

- (2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。

10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。

11. 私の個人情報に関する問い合わせや開示・訂正・削除の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社のお客様相談室まで連絡するものとします。

12. 本約款に基づく保証委託契約が成立してあっても、本申込みをした事実は、第1項第4項、および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

## 第3章 付則

### 第17条(準拠法)

本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

### 第18条(規定の変更)

1. 保証会社は、この規定の各条項その他の条件を、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、足利銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

### 【保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】

株式会社シー・アイ・シー(CIC) 割賦販売法に基づく指定信用情報機関

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

TEL 0120-810-414

<https://www.cic.co.jp/>

### 【保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
① 本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
② 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③ 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、ホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

### 【個人情報の問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

株式会社ゆきカード お客様相談室

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル4階

TEL 029-227-7731